

(一社) 沖縄県サッカー協会
定 款

2014年4月1日施行

2021年6月25日改定

一般社団法人 沖縄県サッカー協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人沖縄県サッカー協会(以下「本協会」という。)と称し、英文では、**Okinawa Football Association** (略称・**OFA**)と表示する。

(主たる事務所)

第2条 本協会の主たる事務所は、沖縄県那覇市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協会は、沖縄県におけるサッカー界を統括し代表する団体として、サッカー競技の普及発展及び振興に関する事業を行い、もって沖縄県民の豊かなスポーツ文化の振興と心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の主催・主管又は後援に関する事業
- (2) サッカー競技の普及発展に関する事業
- (3) 指導者及び審判員等の養成並びに技術向上のための講習会、研修会等の開催と派遣に関する事業
- (4) 競技力向上のための競技者育成強化に関する事業
- (5) 競技に関する公式記録の作成及び保存並びに公式記録等資料の情報提供と広報に関する事業
- (6) チーム、競技者、指導者、審判員等の登録に関する事業
- (7) 競技会等の運営受託に関する事業
- (8) 地域間交流を通し、地域貢献に関する事業
- (9) 沖縄県を代表するチームの競技者、指導者の選定及び派遣に関する事業
- (10) 国内外への派遣及び招聘に関する事業
- (11) 功労者及び優良団体の表彰に関する事業
- (12) 競技場の充実拡充に関する推進事業
- (13) スポーツ施設の管理、運営に関する事業
- (14) その他、本協会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で理事会から推薦され、社員総会において承認された者

(入会手続)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、別に定める入会申請書による申込みをし、社員総会が定める基準により理事会の承認を得なければならない。申込者は、その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

- 2 名誉会員に推薦された者は、理事会から推薦され、社員総会において承認後、本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。

(入会金及び会費等)

- 第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 賛助会員及び名誉会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 3 名誉会員は、理事会の決議により会費を免除することができる。

(任意退会)

- 第8条 会員は、別に定める退会届をもって、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。
- (1) 本協会の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 本協会の名誉を傷つけ、秩序を乱し又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、当該社員総会の日1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

- 第10条 会員は、前2条のほか次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 死亡、若しくは失踪宣告を受けたとき又は会員である団体が解散したとき
 - (2) 1年以上会費を滞納したとき
 - (3) 総正会員が同意したとき

(拠出金品の不返還)

- 第11条 本協会は、会員が前条の規定によりその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(種類)

- 第12条 本協会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

- 第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。
- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

- 第14条 社員総会は、次の各号について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第15条 社員総会は一般法人法上に定める定時社員総会として、毎年度事業終了後3箇月以内に開催する他、次の各号に該当した場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めて招集の請求をしたとき

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、社員総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求のあったとき

(招 集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して社員総会の招集を請求することができる。
 - 3 社員総会の招集通知は、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により、社員総会開催日の2週間前までに発する。
 - 4 会長は、前条第1項2号の場合には、請求の日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議 長)

- 第17条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する

(決 議)

- 第18条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名以上が記名押印する。

(議決権の代理行使)

- 第20条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員又は代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならない。
- 2 前項の場合における第18条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第5章 役員

(役員の設定等)

- 第21条 本協会に、次の役員を置く。
- (1) 理事8名以上30名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、8名以内を副会長、専務理事及び常務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を持って同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、正会員の中から、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない、監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。副会長、専務理事及び常務理事は理事会において別に定めるところにより、本協会の業務を分担執行する。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次の各号の職務を行い、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 本協会の財産の状況を監査すること
 - (2) 理事の職務執行状況を監査すること
 - (3) 財産の状況又は理事の職務の執行について、不正を発見したときは、これを理事会および社員総会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要あるときは、理事会の招集を請求すること
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況について調査することができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 職務上の義務に違反し、職務を懈怠したとき
 - (3) その他役員としてふさわしくない行為があるとき
- 2 監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては社員総会において定める総額の範囲内で、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第28条 本協会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦に基づき任期を定めた上で、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長又は理事会の諮問に応え、社員総会に出席し意見を述べるができる。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

- (1) 社員総会に付議すべき事項の決定
- (2) 社員総会の議決した事項に関する執行
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) 諸規程の制定、変更及び廃止
- (6) その他社員総会の議決を要しない業務の執行の決定

(種類及び開催)

第31条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 定時理事会は3箇月に1回の開催とする。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれか一つに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 第24条第1項4号の規定により監事から招集の請求があったとき

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会開催日の3日前迄に各理事及び各監事に対し、その通知をしなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 4 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、請求のあった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第35条 理事が、理事会の決議の目的たる事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事が、記名押印しなければならない。ただし、会長の選定をおこなう理事会については、他の出席理事も記名押印する。

第8章 会計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第39条 本協会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の各号の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については理事会の承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類の他、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第40条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の多数による議決を得なければならない。

- 2 本協会が、重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも前項と同じ議決を得なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配禁止)

第43条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第44条 本協会が解散等により清算をするときに有する残余財産は、社員総会において、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 専門委員会及び連盟

(専門委員会等)

- 第45条 本協会の事業遂行のため必要があるときは、理事会の議決に基づき、専門委員会及び、連盟(以下「専門委員会等」という。)を置くことができる。
- 2 専門委員会等は、第2章に定める事業に必要な調査・立案を分担する。
 - 3 専門委員会等の組織及び運営に関する規程は、理事会において別に定める。

第11章 事務局

(設置等)

- 第46条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長を置き、会長が理事会の承認を経て任免する。
 - 3 事務局には、その他の職員を置き、会長が任免する。
 - 4 事務局長及び職員に関する事項は理事会の決議を経て別に定める。

(備付帳簿及び書類)

- 第47条 事務局には、常に次の各号の帳簿及び書類を備えておかなければならない。
- (1) 定款
 - (2) 社員名簿及び社員の異動に関する書類
 - (3) 理事、監事及び職員の名簿
 - (4) 許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 事業計画書及び収支予算書
 - (7) 事業報告書及び計算書類等
 - (8) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (9) その他法令で定める帳簿及び書類

第12章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 本協会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 補則

(委任)

- 第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する
- 2 この法人の最初の代表理事は 具志堅 朗 とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。